

議 長 日程第6「議案第35号令和7年度松田町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第37号はお認めいただきまして、ありがとうございました。こういうことが起きないようにさせていただきますし、我々大人ですから、けじめのつけ方というのは様々あると思うんですけどもね、よくないことはよくないということで、しっかりと我々も肝に銘じて今後やっていきますので、よろしく願いします。

議案第35号令和7年度松田町一般会計補正予算（第1号）。令和7年度松田町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,194万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億2,194万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）第2条、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和7年6月3日提出、松田町長 本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、令和7年度松田町一般会計補正予算（第1号）について、御説明をさせていただきます。

それでは、初めに6ページになります。6ページの第2表になります。債務負担行為の補正でございます。今回の追加の補正は1件でございます。足柄上地区新可燃ごみ処理施設整備に係る設計・工事費負担金につきましては、期間は令和7年度から令和11年度まで、限度額につきましては、2億3,561万9,000円を追加補正するものでございます。

本事業の公募型プロポーザルの募集につきましては、令和7年7月から公募

が予定をされております。その後、仮契約の締結が12月に予定されているため、松田町におきましては、この6月補正にて設定をするものでございます。

地方自治法214条の規定により、債務負担行為はあくまでも契約等で発生する債務の負担をする行為となりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、12、13ページの歳入について説明をさせていただきます。

款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金、節、企画費国庫補助金でございます。

説明欄、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、令和6年度に実施をいたしました調整給付金の支給について、令和6年度分の所得税額の確定を待った場合、速やかな支出が行われないことからですね、令和5年の所得等を基に推計した令和6年度推計所得税額を用いて給付額を算定しております。このため、令和6年度分の所得税額が確定した後に、本来給付すべき額と実際に給付した額の調整給付との差額が生じた方に対し、この不足額を給付するため、ここで総額の歳入4,300万円を補正するものでございます。歳出で説明をしますが、主な人数につきましては、一応1,000人分を予定しております。

次に、説明欄、地域公共交通確保維持改善事業補助金258万円につきましては、国交省における交通空白解消緊急対策事業に応募をしたところ、採択された事業でございます。こちらは10分の10の補助事業となります。いわゆる2024年問題などにより、路線バスなどの減便等が進む中、松田町における人口減少対策の一つとして、特に地域公共交通においてはですね、AIオンデマンドバスをはじめ路線バスの増発便などの支援を継続して行っております。

今回の補助金の実証運行につきましては、新松田駅から寄地域への足として、現在、土日をはじめ夜間の便が8時台や9時台の運行が非常に少なく、当町の小中高校生の塾帰りや部活動などの帰りの便を中心に増便をし、夜間空白時間帯の解消に向けた実証実験として申請をしたところ、採択されたものでございます。この事業につきましては、8月から1月までの半年間を実施運行として申請し、採択されたものでございます。なお、運行開始につきましては、

地域公共交通会議の承認を得て進める予定でございます。

続きまして、款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、土木費国庫補助金、節、土木費国庫負担金。説明欄、社会資本整備総合交付金の道路橋梁関連につきましては、90万円の増額補正でございます。歳出で説明をいたしますが、道路用地の買収費及び物件損失補償費によるものでございます。

続きまして、款、県支出金、項、県委託金、目、総務費委託金。説明欄、参議院議員選挙費委託金60万9,000円の補正でございます。

続きまして、項、県委託金、目、教育費委託金。説明欄、かながわ学びづくり推進地域研究委託金50万円の補正でございます。児童生徒の学びの質の向上に資するため、専門的な立場の学識者等から助言や指導をいただき、今後の授業等の運営に生かしていく補助金でございます。

続きまして、款、項、寄附金、目、節、指定寄附金でございます。こちらは、民間企業から指定寄附金として100万円をいただきましたので、ここで補正をするものでございます。主な充当先につきましては、あしがら花火大会における充当先となっております。

続きまして、款、諸収入、項、目、雑入、節、消防基金収入。説明欄、消防団員退職報償金基金収入でございます。335万2,000円でございます。歳出で御説明しますが、分団長など全7名の退職者報償金として、歳出同額の基金からの収入となります。

続きまして、歳出になります。14、15ページでございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、財産管理費。説明欄、庁用車管理経費では、こちらは地域防災緊急整備の補助金を活用した庁用車の購入における損害保険料、また既存の庁用車に係るテレビ受信料をここで併せて補正をさせていただくものでございます。

続きまして、目、交通防犯安全対策費。説明欄、交通防犯安全に要する経費につきましては、物価高騰などを踏まえた防犯対策事業といたしまして、今回、防犯対策用のドアホンの設置補助金として150万円を補正するものでございます。対象世帯につきましては、70歳以上の独居高齢者を対象の世帯に対し

70%分の300世帯を対象としているものでございます。

続きまして、款、総務費、項、総務管理費、目、地域公共交通対策費。説明欄、地域公共交通の対策に係る経費でございます。こちらは、歳入で御説明したとおり、10分の10の補助事業となっております。夜間便の増発の実証実験ということになります。

続きまして、款、総務費、項、選挙費、目、選挙管理委員会費。説明欄、一般事務経費につきましては、委員会の報酬及び費用弁償による増額補正をするものでございます。

続きまして、款、総務費、項、選挙費、目、町長選挙費。説明欄、町長選挙執行経費では、国の報酬単価の改正に準じ、投票管理者等に係る報酬の増額補正をするものでございます。

続きまして、目、参議院議員選挙費。説明欄、参議院議員選挙執行経費につきましてもですね、国の報酬単価の改正に準じて、ここで投票管理者等に係る報酬の増額及びポスター掲示場の製作・設置・撤去委託料の増額補正をするものでございます。

続きまして、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費でございます。説明欄、職員給与費につきましては、物価高騰対応重点支援給付金に係る時間外勤務手当分27万6,000円を増額補正するものでございます。こちらは10分の10の補助事業になります。

続きまして、説明欄、物価高騰支援事業につきましては、物価高騰に伴う生活支援として、特に困っている独居高齢者ほかに対し、町の商品券、これは5,000円分を配布するため、総額290万1,000円をここで補正するものでございます。

続きまして、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費。説明欄、繰出金につきましては、介護保険事業特別会計繰出金28万1,000円の事務費分の繰出し補正となります。こちらにつきましてはですね、年金支給額の変更が4月に施行されたことにより、ここでシステム改修分として補正をするものでございます。

続きまして、16、17ページになります。民生費、社会福祉費の社会福祉総務費でございます。説明欄、こちらは、物価高騰対応重点支援給付金に要する経費でございます。事務費の補助員報酬分46万2,000円の補正でございます。また、物価高騰対応支援給付金に要する経費につきましては、先ほど歳入で説明したとおり、不足分の給付金として1,000人分を見込んでございます。その1,000人分の限度額の4万円に対する経費と、消耗品や通信・運搬費、また委託料、システム改修費などを含めて、総額4,226万2,000円を補正するものでございます。10分の10の補助事業となります。

続きまして、款、民生費、項、社会福祉費、目、老人福祉総務費。説明欄、高齢者生活支援事業につきましては、高齢者等エアコン設置費費用助成金として、10世帯分80万円の補正をするものでございます。こちらは、夏場における高齢者の熱中症対策として、自宅にエアコンがなく、非課税世帯で、65歳以上の高齢者等に対し、エアコンの設置に係る助成を行うものでございます。

続きまして、民生費、社会福祉費の目、障害者福祉費。説明欄、障害児者支援及び給付等に要する経費につきましては、障害者自立支援給付費支払等のシステム改修費負担金といたしまして、10万9,000円を補正するものでございます。主な改正につきましては、居宅支援単価の改正における改修事業となります。

続きまして、款、項、商工費、目、商工振興費。説明欄、物価高騰支援事業といたしましては、商品券の発行事業補助金といたしまして、786万円を増額補正するものでございます。こちらはプレミアム率20%で、発行額は総額3,000万円を予定しております。

続きまして、商工費、観光費でございます。目、観光振興費。説明欄、一般事務経費につきましては、地域防災緊急整備事業補助金を活用した簡易トイレの購入におけるくみ取り手数料、また火災保険料、そして清掃委託料でございます。総額5万6,000円を補正するものでございます。

続きまして、款、観光費、目、観光振興費。説明欄、観光宣伝事業におきましては、指定寄附金を活用し事業の拡充等を進めるため、あしがら花火大会負

担金100万円を増額補正するものでございます。

続きまして、項、観光費、目、観光振興費。説明欄、観光スポーツ施設管理費におきましては、こちらも地域防災緊急整備事業補助金を活用した簡易トイレ及びシャワートレーラー購入に係る火災保険料、また自動車損害保険料、自動車重量税、設置に係る工事費といたしまして、総額を263万9,000円増額補正するものでございます。

続きまして、18、19ページになります。土木費になります。道路橋梁費、目、道路新設改良費。説明欄、道路改良整備事業につきましては、町道31号線の整備に伴う道路用地買収費250万円及び物件損失補償費300万円で補正をするもので、総額は550万円の増額補正となります。

続きまして、款、項、消防費でございます。説明欄、消防団運営事業の報償費でございます。こちらは、分団長2名、部長1名、班長2名、団員2名、合計7名の退職報償金として、歳入同額の335万2,000円を補正するものでございます。

続きましてですね、説明欄、庁用車管理経費につきましては、こちらも地域防災緊急整備の補助金を活用した多目的トイレカーの購入における燃料費、損害保険料、自動車重量税の補正となります。

続きまして、款、教育費でございます。目、事務局費。説明欄、庁用車管理経費につきましても、地域防災緊急整備事業補助金を活用した食料運搬車両の購入に係る自動車損害保険料、自動車重量税として、総額12万4,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、事務局費の説明欄、かながわ学びづくり推進地域研究事業につきましては、県からの委託事業として町が受ける事業でございます。各種教育の推進をはじめ事業の運営に生かすための指導助言をいただくための講師への報償費や消耗品を含めて、50万円の補正をするものでございます。10分の10の補助事業となります。

続きまして、目の生涯学習センター管理費でございます。説明欄、施設管理経費につきましては、センター内の湧水槽のポンプの工事といたしまして、30

万6,000円を補正するものでございます。建物内におきましての湧水槽における設置を行っておりますが、ここで一部修繕を行うための補正となります。

予備費につきましては、2,195万5,000円の減額、補正後につきましては、1,604万5,000円となります。

続きまして、20ページから29ページまでが給与費明細書となりますが、今回の補正に伴う職員手当、時間外と、会計年度任用職員による報酬分の増額によるものでございます。

30ページにつきましては、債務負担行為の調書を添付させていただきました。

以上、一般会計補正予算（第1号）について、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 1点、箇所について教えていただきたいと思います。ページが19ページの一番上で、道路新設改良。先ほど説明で、町道31号線の用地買収、物件損失補償という説明がありましたが、箇所はどの辺りになるかですね。補正予算だと箇所図はつかなかった。当初予算はあったんですけれども、ありませんので、どこの箇所。新設ということですので、計画の延長等分かればお願いをしたいと思います。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。町道31号線については、場所がですね、県道の72号河南沢の信号から西側に向かっていただきます。そうしますと、警察署までのちょうど中間地点ぐらいになりますでしょうか、県道から246号のほうに向けて上がっていく道路でございます。こちらについては、認定をして、区域も一定程度決まっておるんですけども、非常に狭隘な道路ですので、ここを拡幅して進めていくということでございます。今回は用地の買収と損害賠償のほうなので、計画線としては検討はしておるんですけども。というところですね、場所的には。延長は、おおむねその北側に向かって70メートル、80メートルぐらいの部分です。よろしいですか。

9 番 井 上 北側に向かうというのがちょっとよく分からなかったんですけども、沢沿い

に上がって行ってですね、246手前のところを西方向に行く認定外道路があるんですけど、それではないということですか。

まちづくり課長 すみません、説明が悪かったのをおわびいたします。河南沢の信号から県道西側に向かっていただきますと、今、沢沿いとおっしゃいましたが、沢沿いよりもその先です。その先において町道認定している31号線がございます。ちょっと個人名はなかなか出せないところなので、その先で北側に上がっていくところの道路です。

9 番 井 上 じゃ、後ほど図面等を、担当課のほうへ行きまして確認をさせていただきます。終わります。

議 長 よろしくお願ひします。ほかには質疑ありますか。

1 2 番 寺 嶋 債務負担行為は何ページだったかな。

議 長 6 ページです。

1 2 番 寺 嶋 第2表の債務負担行為補正（追加）ですね。これですけれども、先ほど説明では、その前に、今回の事務は、12月だったか1月にかけて事務処理がありましたけど、今度は足柄上衛生組合でごみ処理の広域化の事務を共同するというようなことになっているようなんですけれども、全体としては、事業費としては約190数億円、約200億円ほどの事業費が見込まれているようなんですけれども、これは設計とか、それから運営管理費を含めて、この20年間も含めた事業費ということでよろしいんでしょうか。

あと、先ほど説明がありましたけれども、足柄上衛生とする仮契約が12月頃という発言があったんですけども、この当初の計画書を見るとですね、仮契約は来年の2月頃というような方向性になっているんですけども、これは時期としては早まっているのか、その辺お伺いをいたします。

あとは、今回は主に足柄上地区の新可燃ごみ処理施設、これ可燃ごみの対象といたしますか、今年が主にしか言っていないんですけども、不燃ごみとか粗大ごみ処理施設や資源化施設の方向性などですね、これはどういうふうに今後方針が決定されるのか。まだ明確になっていないと思うんですけども、その辺についてまずお伺いをいたします。

環境上下水道課長 御質問ありがとうございます。まず1点目の御質問です。整備の事業費についてはですね、施設整備に関する部分が税込みでおおむね200億円、それと別にですね、運営維持管理に関しまして、この前、5月22日の全員協議会でお配りさせていただいた資料にも若干書いてあるんですが、税抜きで128億円ほどを20年間で見込んでおります。

それとですね、仮契約のスケジュールについてなんですが、同じく全員協議会のときの資料の5ページですね、参照いただきまして、先ほどおっしゃっていたとおり、2月頃の仮契約の予定となっていて、12月、1月については優先交渉権者の決定ができるかなというふうに考えておるところでございます。

またですね、もう1つの不燃ごみの関係なんですが、こちらにつきましては、今年度ですね、そのあたりの協議を上衛生の会議の中で行っていくという予定になっております。以上です。

12番 寺 嶋 それでは再質問です。午前中に財政推計等の説明があったんですけども、そういう中でですね、今回相当莫大な事業費なんで、市町の財政負担が相当大きくなるのかなと思うんですけども、地方債などの財政負担が大きくなるような、そういう財政措置といいますか、そういうところほどのようなことを今後検討していくのか、お伺いをいたします。

それから、以前1月のときに、広域ごみ処理化ということで、足柄上衛生組合に事務を委託するときに、南足柄が建設場所なんですけども、近隣では一部の人がですね、住民の不安が払拭されない点、要するに環境問題とかそういうことで、住民の方によく説明がされていないような、そういうこともありましたんですけども、その辺の近隣の市町の住民への説明というのが1月以来どのようにされたのかということなどをお伺いいたします。

環境上下水道課長 御質問ありがとうございます。まず1点目についてなんですが、基本的に整備に係る財源としてですね、国庫補助金、また県のほうから自治基盤強化総合補助金などの補助金を有効に活用させていただいた中で、起債をですね、なるべく抑えられるようにという努力をしているところでございます。

また、2点目の南足柄市等近隣の御理解ということなのですが、計画のほうのパブリックコメントを実施させていただいた中でおおむね理解が得られたというふうに、各市町の首長さんが判断されているということなので、各市町において十分な説明をなされているというふうに理解しております。以上です。

議 長 ほかに質疑ございますか。

11番 飯 田 2件あります。まず15ページのですね、12番の委託料、交通空白時間帯乗合バス運行委託料とありますが、これはデマンドバスのことを言っているのでしょうか、路線バスのことを言っているのでしょうか。

それと、さっき8時から9時頃までというふうな話でしたが、もう少し話としては具体的にですね、話が進んでいるのか。もし進んでいるようでしたら、その辺をお伺いしたいと思います。

それともう1点は17ページです。今年も暑い夏が予想されますが、18番の高齢者等エアコン設置費用助成金、これはですね、1件上限補助金が幾らか教えていただきたいと思います。

参事兼政策推進課長 まず1つ目の御質問にお答えさせていただきます。まずですね、時間帯、土日の夜間ということで申請時、これはですね、地域の自治会の地域公共交通会議に各自治会長さんが入っております。その中で、特に夜の便、帰り飲んできて帰りたいとか、いろんなあって全然ないんだよという話がありました。町としては、子供たちの環境改善という観点で、塾の便とか、学校の部活から帰ってくる時間がないというところの時間帯が一番少ない。特に土曜日の部活とかもあったので、予定としては土日と計画しておりますが、今後二次的にも平日のこの辺がよければ、予算的なものもありますので、夜間の8時台とちょうどバスがない時間、土日の便は最終は6時15分という時間帯もありますので、その辺を含めまして、地域公共交通会議の中でこういう運行をしてみたいという承認を得て進めていきたいというふうに考えております。

あとは…。

11番 飯 田 デマンドカー。

参事兼政策推進課長 すみません、この計画につきましては一応路線バスを主体に考えております

が、基本的に乗降の人数等を踏まえて、AIオンデマンドバスと並行にやることも今検討の段階にありますので、より多くの子供たちに乗っていただくという観点で進めていくということで、よろしく願いをします。

福祉課長 2点目の御質問で御回答いたします。高齢者等のエアコンの設置費用助成金の限度額なんですけども、昨年と同じような形で8万円を計上しております。以上でございます。台数は10人分です。限度額8万円です。

11番 飯田 分かりました。ありがとうございます。路線バスを計画しているということですが、今考えているのはね、平日はデマンドバスが最終バスだから、寄方面8時が定時バスみたいな形で最後ですよ。それは変わらないで、土日だけが増えるということですね。

それともう1つ伺いたいたいですけど、土日増える場合には路線バスを充当するというふうなことなんですけど、例えば今空白時間帯、6時台がないとか、そういう話もありましたが、この場合、路線バスは定時運行ですよ、その場合でも新松田を出る最終のバスは同じように8時頃を想定しているのか、その辺はいかがでしょうか。

参事兼政策推進課長 バスの運行につきましては、既存のバスはそのままですけど、新たに8時台を増やす、9時台を増やすというような形で今計画しているので、そのニーズにつきましては、一番いい時間帯の、新松田を出て、帰りはもちろん寄から。これはあれなんですけど、バスで行くと、例えば寄のグラウンドなんかを使っている子供たちがナイターになったときに、どうしても帰る時間のバスがない。そういうのがあるので、そういうのを踏まえながら、帰りの便も出られるような計画を今立てております。

11番 飯田 分かりました。そうしますと、路線バスの最終時間、それはまだよく分からない、これからの話ということでいいんですよ。だけど、私の感じなんですけど、平日は意外と路線バス乗っているんですけど、土日は少ないんですよ。空で動いているバスが意外と多いんですけど、それは全部調査済みということですかね。

だから、夜遅くなって、例えば土曜日、日曜日は塾なんかも休みだと思っ

ですが、学校なんかの行事もたまにはあるんでしょうけど、ちょっと費用対効果を考えるとどうかなというふうに。やってもらうことに越したことはないんですけど、それよりはもっと平日の8時の最終を9時頃まで動かしてもらうとか、そっちのほうもちょっと検討していただければ助かると思いますので、よろしくをお願いします。

参事兼政策推進課長      ありがとうございます。いろいろニーズ調査はしております。日曜日にどのくらい乗るかという推計もしているんですけど、例えば今土日で考えているという申請はしたんですけど、基本的に土日の帰りというのはあるかもしれないんですが、平日の一番多い便の利用人数などを含めた声を聞いて、これは必ず土日だけでやるという今計画ではありませんので、平日を含めて。また、利用の人数が少ないということであれば、先ほど言いましたAIオンデマンド等をさらに9時に走らせるとか、そういうことも計画していきたいので、それにつきましても、8月の運行前に協議会と協議をして進めていきたいというふうに考えています。以上です。

11番 飯田      よろしくをお願いします。終わります。

議                    長      ほかに質疑ございますか。

8番 田代      17ページをお願いいたします。合同花火大会の負担金100万円、これは指定寄附ということで頂いて行うということなんですけれども、これはあしがら花火大会、開成町と松田の合同だと思えるんですけども、開成町についてはどうなのかなと。松田と合わせて、増額、幾らぐらい多くなるのかなと。または、今回70周年記念ですよね。それにひっかけて、心ある業者から指定寄附をいただいたのか、その件についてお知らせください。

あと、もう1点確認なんですけど、その上の商工振興の商品券発行事業補助金、2年ぐらい前に、町外の方が結構買われて松田の方が買われなかった。これが多分改められて、町内だけになっていると思うんですけど、今年についてはいかがか。この2点についてお願いいたします。

参事兼観光経済課長      まずあしがら花火大会でございますが、先ほどの説明どおり、民間企業の指定寄附金ということで開成町と合同の花火大会に充てるもので、その企業から

は一つの口座ということで、松田町のほうの口座に入るわけでございます。70周年を記念しまして、心ある業者から御寄附をいただくことになりました。

2つ目の質問のプレミアム商品券につきましては、今年度第2弾目なのですが、町内限定ということで予定をさせていただいております。

8 番 田 代 70周年記念で1社から頂いたということですね。来年はないということで、今年70年だから頂いた、そのような解釈でよろしいですか。

あと、差し支えなかったら業者名を教えていただけたらと思います。難しいようでしたら結構です。

参事兼観光経済課長 70周年記念ということもありますが、毎年あるものでございまして、今年は特別に指定寄附をいただくということになりまして、来年度も挑戦するつもりでございます。事業者名は差し控えさせていただきます。

8 番 田 代 分かりました。終わります。

議 長 ほかには質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑を打ち切って討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第35号令和7年度松田町一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、原案は可決されました。